

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

<<スイッチング>>

(スイッチング受電開始・
スイッチング受電廃止)

<変更箇所のみ抜粋版(案)>

低圧FIT卒業電源に関する本機能は、2019年9月頃より利用可能となります。

0	スイッチング支援システムの利用に際し留意すべ	
(1)	スイッチング支援システムにおける申込み対象電源について	1~2
(2)	発電バラシンググループの指定について	2
(3)	FIT電源からFIT卒業電源へのスイッチング申込について	3
1	スイッチングについて	4~5
(1)	スイッチングの定義	4
(2)	スイッチング申込の流れ	5
2	標準処理期間について	6~10
(1)	マッチングについて	6
(2)	スイッチングに要する標準的な日数について	6
(3)	マッチング不成立について	7
(4)	スイッチング可能期間とマッチング期限日の関係について	8~9
(5)	マッチング不成立時の確認方法について	10
3	スイッチング受電開始受付	11~31
(1)	スイッチング受電開始受付時の流れについて	11
(2)	受電地点の特定方法について	12~13
(3)	「受電地点設備情報照会」画面での確認事項	14~15
(4)	スイッチング受電開始受付時(廃止取次有り)の留意事項	16~17
(5)	スイッチング廃止取次の入力方法について	18~21
(6)	スイッチング廃止取次の判定結果の取得について	22
(7)	廃止取次結果のメール通知	23
(8)	廃止不能時の処理について	24
(9)	廃止承諾時の処理について	24
(10)	「スイッチング受電開始申込」の入力画面について	25~28
(11)	「スイッチング受電開始申込」の入力確認画面について	29~30
(12)	「スイッチング受電開始申込」の入力完了画面について	31
4	スマートメーターへの取替が間に合わない場合の取扱いについて	32~36
(1)	スマートメーターへの取替が間に合わない場合の取扱いについて	32
(2)	計器取替情報の確認及びインバランス算定方法の変更について	33
(3)	スマートメーター以外の計器により発電量調整供給を開始した場合の取扱い (フロファイリング)について	34
(4)	スイッチング受電開始日における計器取替タイミングとフロファイリング期間 (実際の30分値発電量適用)パターン	35~36

(1) スwitching支援システムにおける申込対象電源について

スイッチング支援システムでの申込対象となるのは、国の固定価格買取制度^{注1}で対象となっている電源（以下、FIT電源^{注2}）およびFIT電源買取期間満了後の電源（以下、FIT卒業電源といいます。）のうち、供給電圧が低圧の電源です。

なお、対象電源は電力エリア毎に異なりますので、下記（注3）を参照してください。

（注1）国の固定価格買取制度とは

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき、電気事業者（小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者）に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、（1）政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約（特定契約）の申込、（2）再生可能エネルギー発電設備を電気事業者の送電線・配電線に接続する請求（接続請求）があった場合には、これらに応ずるよう義務付けるものです。

なお、本制度で売電するためには、法令で定める要件に適合しているか国において確認する「設備認定」を事前に必ず受ける必要がありますので、各種託送異動をご希望の際には、設備認定を受けたのちにお申込みください。

（注2）「FIT電源」とは、以下の電源を指します。

- ①太陽光
- ②風力
- ③水力
- ④地熱
- ⑤バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。）
- ⑥原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できると認められるものとして政令で定めるもの

（注3）電力エリア毎の対象電源

北海道・東北・東京・北陸・関西・四国・九州・沖縄：①～⑥

中部：①・②

中国：①

また、以下の電源についてはスイッチング支援システムでの申込対象外となりますので、各種申込方法を各エリアの一般送配電事業者へお問い合わせください。

- ・ 電力エリア毎に対象外として設定しているFIT電源およびFIT卒業電源
- ・ FIT電源およびFIT卒業電源以外の電源
- ・ 現買取者が一般送配電事業者であるFIT電源
- ・ FIT卒業電源であり、いずれの小売電気事業者とも買取契約を締結していない電源（以下、無償逆潮電源といいます。）
- ・ 高圧以上の電源

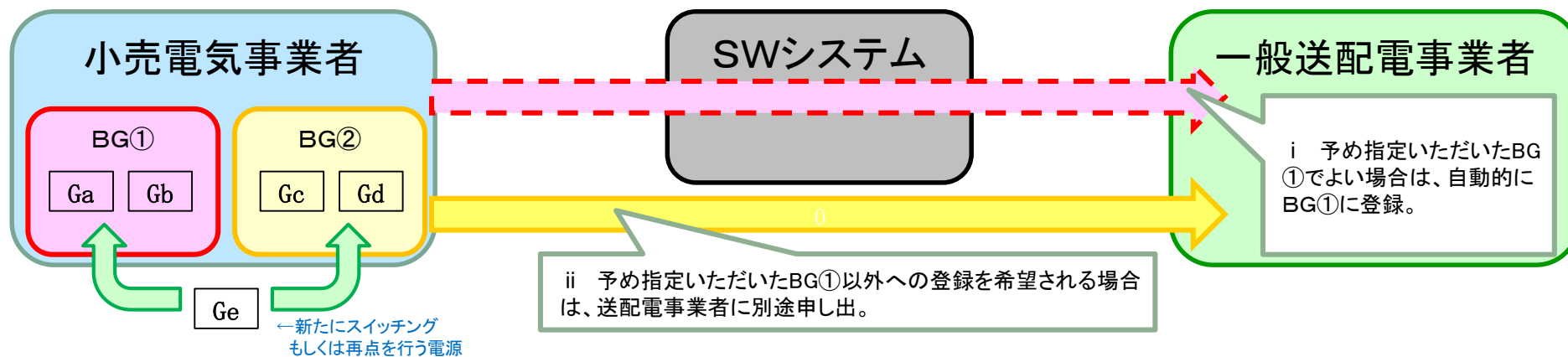
(2) 発電バラシンググループの指定について

スイッチング支援システムを通じた各種異動申込と同時に、発電バラシンググループ（以下、「発電BG」といいます。）を指定すること（例えば、①の発電BGや②の発電BGの指定）は現時点ではできません。

従いまして、以下の方法により、発電BGを指定するようにお願いします。

- ① 一般送配電事業者との発電量調整供給契約書を締結する時点で、予め発電BGを指定します。
- ② ①により予め指定した発電BGと異なるBGの指定を希望する場合は、一般送配電事業者にて、別途申し出をしていただき、一般送配電事業者にて登録を実施します。

【イメージ：予め指定したBGがBG①の場合】



(3) F I T電源からF I T卒業電源へのスイッチング申込について

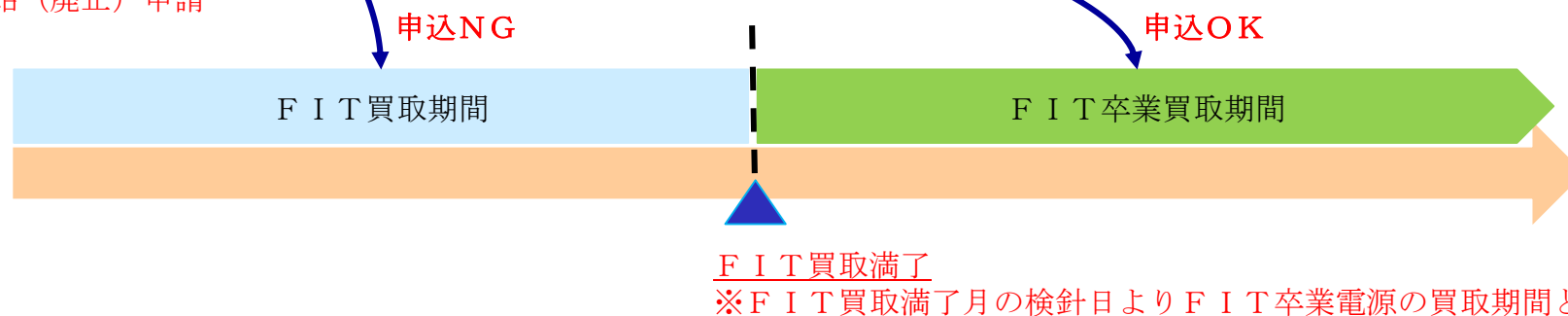
スイッチング支援システムでの申込対象となるのは、F I T電源の買取期間満了日の翌日以降をスイッチング受電廃止日およびスイッチング受電開始日とする申込ですので、必ず発電者に買取期間満了日を確認の上、お申し込みください。

なお、スイッチング希望日は原則、F I T電源の買取期間満了日以降、最初の定例検針日としてください。

<参考：申込対象範囲イメージ>



スイッチング受電
開始（廃止）申請



※なお、東京エリアでは、「スイッチング受電開始申込」を受けた後に人手による確認が必要な場合は、申込登録時の受付工程が「確認中」となります。買取期間のチェック後、スイッチング受電開始日がF I T卒業買取期間外の場合、受付工程を「却下」とし、ご連絡事項にその旨を記載します。

小売電気事業者はスイッチング受電開始受付時には発電者との新たな特定契約に関する説明のほか、以下の点に留意して受付を実施してください。

項目	概要	補足
現(旧)小売電気事業者情報の確認	<p>現(旧)小売電気事業者に対する廃止申込に必要な情報の聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現(旧)小売電気事業者のお客さま番号 ・現(旧)小売電気事業者との契約名義 ・発電者の住所 	<p>現(旧)小売電気事業者への廃止取次に必要な項目については、現(旧)小売電気事業者の購入電力量のお知らせ(検針票)等に記載されているため、必ず確認してください。</p> <p>確認が不十分な場合、現(旧)小売電気事業者が本人確認できずに廃止不可となることが予想されます。</p>
発電設備情報の入手	<p>F I T設備認定書(写)等を受領する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備認定ID, 購入開始年月日, 設備容量, 買取満了日等 	<p>発電設備情報はスイッチング支援システム上保持していないため、発電者からF I T設備認定書(写)等を受領のうえ、当該情報を把握してください。</p> <p>買取満了日は現買取事業者から発電者に対して個別通知がされているため、必ず確認してください。</p>
託送供給等約款規定における発電者に関する事項の説明	<p>託送供給等約款に規定されている発電者が遵守することが必要な項目の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電場所への立ち入りによる業務の実施 ・託送供給業務及び保安に関する発電者の協力など 	<p>一般送配電事業者が、送配電業務を実施するにあたり必要となる発電者に関する事項について、十分な説明を実施してください。</p> <p>スイッチング支援システムへの登録時は『託送供給等約款における発電者に関する規定の遵守を承諾いただいている』ことをチェックする必要があります。(承諾がいただけない場合は、託送申込ができません。)</p>
申込に際し受領した情報の保管	<p>申込に際し受領した情報は、申込形態に応じ適切に保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面による申込：申込書類を紙もしくは電子データとして保管する。 ・電話による申込：音声データ、受付票を紙もしくは電子データとして保管する。 ・インターネットによる申込：Web申込フォーム等のシステム入力データを保管する。 	<p>保管期間は、申込日から起算して最短で3か月程度です。</p> <p>なりすまし等が行なわれた場合、初回の購入料金支払が行なわれた時点で発電者側での認識が可能となるため、「申込日(廃止取次日)から起算して最短3か月程度としているものです。</p>

(6) スイッチング廃止取次の判定結果の取得について

スイッチング支援システムから自動送信されるメール「スイッチング廃止取次結果のお知らせ」または、スイッチング支援システムの「スイッチング廃止取次一覧」画面にてスイッチング廃止取次判定結果を確認してください。

<廃止取次可否コード一覧>

コード	項目名	補足説明
01	OK	申込が現(旧)小売電気事業者で承諾されたもの
02	NG	申込が現(旧)小売電気事業者で承諾されなかったもの

<廃止判断NG理由コード一覧>

コード	項目名	補足説明
01	受電地点特定番号エラー	現(旧)小売電気事業者の契約に該当する受電地点特定番号がない
02	契約番号不一致エラー	受電地点特定番号と現(旧)小売電気事業者の契約番号が不一致
03	廃止受付中エラー	既に廃止受付中でスイッチング受電廃止不可
04	名義不一致エラー	現(旧)小売電気事業者の名義と廃止取次の名義が相違
05	住所不一致エラー	現(旧)小売電気事業者の登録住所と廃止取次の住所が相違
06	廃止年月日エラー	廃止年月日が標準処理期間内または次々回検針日以降であり、スイッチング処理不能
07	システム対象外エラー	スイッチング支援システムの対象外電源または対象外期間である (廃止年月日がFIT買取期間中の場合含む)
99	その他エラー	システム障害など

<廃止取次一覧画面、廃止取次詳細画面で確認が可能な項目>

NO	項目名	桁数	入力方法	補足説明
①	ステータス	1	数字	廃止可否
②	廃止不能理由	2	数字	廃止否の場合、理由コードを表示

(8) 廃止取次判定結果の登録について

前ページの内容を確認後、「スイッチング廃止取次受領詳細」画面において、「廃止判断OK」または「廃止判断NG」ボタンを押下し、スイッチング廃止取次の判定結果回答を行ないます。

「廃止判断NG」の場合は、廃止NG理由の入力が必要なので、下記一覧表より理由コードを入力してください。

「廃止判断OK」の場合は、ボタン押下後「スイッチング廃止申込」ボタンを押下し、「スイッチング受電廃止申込」を、続けて登録してください。

<廃止取次受領詳細画面での処理項目>

項目No	項目名	桁数	入力方法	補足説明
①	廃止判断OK	-	ボタン押下	
②	廃止判断NG	-	ボタン押下	
③	廃止判断NG理由	2	数字	廃止NG選択時は必須入力

<廃止判断NG時の理由コード一覧>

コード	項目名	補足説明
01	受電地点特定番号エラー	廃止取次データの受電地点特定番号が現(旧)小売電気事業者のデータに存在しない、または現特定契約が廃止中である
02	契約番号不一致エラー	受電地点特定番号と契約番号の組み合わせ不一致である
03	廃止受付中エラー	廃止申込(「スイッチング受電廃止申込」を含む)を受付中である
04	名義不一致エラー	廃止取次データの名義と、現小売契約の名義が不一致である
05	住所不一致エラー	廃止取次データの受電地点住所と、現特定契約の受電地点住所が不一致である
06	廃止年月日エラー	廃止取次データの廃止年月日が、標準処理期間内または次々回検針日以降であり、スイッチング処理不能
07	システム対象外エラー	スイッチング支援システムの対象外電源または対象外期間である(廃止年月日がFIT買取期間中の場合含む)
99	その他エラー	上記以外の理由で現特定契約の廃止が不可能である